

平成28年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年3月4日(金曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 西藤 努
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 土屋 春江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃
総務課長 長坂徳三 総合政策課長 斉藤明美
町民課長 青井義和 建設課長 片桐栄一 農林課長 小平春幸
観光課長 今井一行 会計管理者 市川正彦 教育次長 荻原邦久
たてしな保育園園長 中谷秀美 庶務係長 竹重和明
農業委員会長 宮下芳昭

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎 書記 伊藤百合子

散会 午後0時00分

(午前10時00分 開議)

議長（土屋春江君） おはようございます。これから本日、3月4日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第2号

議長（土屋春江君） 日程第1 議案第2号 立科町行政不服審査会条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。——質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第3号

議長（土屋春江君） 日程第2 議案第3号 立科町行政不服審査関係手数料条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第4号

議長（土屋春江君） 日程第3 議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第5号

議長（土屋春江君） 日程第4 議案第5号 立科町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案第6号

議長（土屋春江君） 日程第5 議案第6号 立科町課等設置条例等の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。
11番、田中三江君。

11番（田中三江君） 11番、田中です。観光課を観光商工課に改めるということでございますけれども、この課の所在地はどこにするんでしょうか。山のほうにされるんでしょうか、役場の中にされるんでしょうか。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今、田中三江議員のご質問にお答えをさせていただきます。

観光商工課という形で、今回28年度から変えていくということですが、一応今考えておるのは、観光系のほうは山、商工系のほうは庁舎というふうに考えてはおります。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。11番、田中三江君。

11番（田中三江君） 一番のもとになるのは、どちらになるんでしょう。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 一番のもとというのは、課長がどこにいるかというようなご質問だと思います。2つに分けることによって、2人を配置するというのではなくて、1人なんですけれども、それは山また役場というような形で2つ用意をしていきながら、臨機応変に対応をしていくような形を考えております。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。ただいまの関係ですが、そうすると商工係は係が1名というような形で分かれて、下に事務をとるという形になりますか。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今、今井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

人員配置ですけれども、今どういうふうな形の人員配置をするかというところ、係員のことでございますけれども考えております。

ただ、1人なのか、2人なのかというところは、今検討をさせていただいております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありますか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） そうなりますと、同じ課なのに、大分距離的にも離れて、事務的な連絡、それから決裁等の関係で、大分支障がくるおそれがあると思います。その辺の考えはございませんか。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今現在でも、いろいろな部分で課長が上にいたり下にいたりというような現状が続いております。

そういう中で、どういうふうな枠組みの中で、業務が停滞なく進められるかどうかということをしつかりと精査をした中で進めていきたいというふうに考えております。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 人員的には増員にする予定でいるのか、現在の職員配置の中でされる予定なのか、お伺いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） どういうふうな人員配置というご質問だと思うんですけども、一応商工係ということが今度は増えるわけですから、そういう部分では増員になると思います。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 今回、課等の設置条例の一部改正ということなので、ちょっと期待をしたところがあったんですが、今、米村町長、大変子育てしやすい町ということで、子育てに力を入れていらっしゃるんですが、子ども・子育て支援課のようなことは、新設については考え、あるいは検討されなかったんでしょうか。1点伺います。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今、子ども・子育てという形であれば、教育委員会のほうでしっかりとやられてる。その中で新しい施策、それは町民課も関係するところもあると思います。そういう中で、課を横断をしてでも、連携をとりながら進めていくことで支障がないというふうに考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。このたび、こういう課をこういうふうに分ける、またそれぞれ所属する所管のものも、また多少変わっていますが、根本的にこういう形をとられる町長の意図、これは何を目的として、また目標としてされるか、その根幹をお伺いいたします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 榎本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

観光商工課、観光課から平成28年度より観光商工課へ変更するというので、今まで観光課で行われた業務は、主に山の観光、白樺高原、また両スキー場に限られた業務であったと私は思っております。

しかし、現在、総合政策課で担当している業務に観光部分も含まれており、それを統合し、一元することで、より迅速に業務が遂行が図れるというふうに思っております。

これから取り組む、私も昨年からおりましたとおり、オールシーズンの観光地、立科町を力強く推進をしていき、また広域連携でも着実に図ってまいりたいというふうに考えておりますので、こういうふうな形の観光商工課というふうな形で改めさせていただくという形になっております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） 9番、西藤です。課の設置ってことで、今回、総合政策課を企画に改めております。これ、企画課っていう部分で見ますと、非常に狭いふうに、私的には捉えるわけです。

総合政策ってのは、政策ですね。企画は、単なる企画というふうに一見見えるんですが、この辺の企画課に求めているというか、町長の思い、どんなようなイメージっていうか、事務分掌を考えておられるのか、お願いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 西藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

企画課、新しく創設する課には、今後、立科町を広い意味で発展させる上で、私は企画力が必要だと感じております。国が進めている地方創生、まさに地方が企画提案を迅速に打ち出し、幅広く情報を集め進めていくことが、地域振興や活性化につながり、どの市町村でもなし得ない、立科町独自の発想が必要だと思っております。

いち早く、国また県の動向、また当情報を収集整理し、それぞれの担当課とも連携を図り、企画立案を行い、町づくりにかかわる各種事業を推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） 町長の思い、わかりました。

立科町、オール立科町で総合的っていうのは、話の中であれば、やはり企画課、過去のこういう企画課っていうのありました。それは係、係としてあったっていう経過あります。それが、文言では同じような文字でほうに、また出てきてるんですが、やはり企画課っていうよりか、総合的な部分で企画をしていくっていうような今、思いに捉えたんですが、であるならば、やっぱりこの辺の名称は、もうちょっと皆さんに範囲、範囲をわかりやすくした名前のほうがよろしいかなと思いますので、町長の思い、それありますので、企画課に対して、やっぱりこうなんだっていうのは、これからもいろんな場面でまた発信してください。

それから、もう一つ、商工観光課って一緒にしたということで、これは基本的にその課の課長は最高責任者になりますので、これが向こうとこっちと1つになるっていうのは、これ基本的にはちょっと心配っていうか、あつてはならないことだと思うんですよ。

その辺の人員配置っておっしゃっておりますが、やはり索道環境、山のほうは課長ではなくて、どなたかが、誰かが担当すると、係として担当するというふうになりますので、やはりその辺の意思の疎通とか、急な対応とか、そういうのは電話でやりとりになったり、そういうふうにとちょっと私捉えますので、やっぱり非常にその辺の伝わり方等が心配なところありますので、この辺、人事の部分と言ってますので、我々に

ある程度納得できるような人事にしてもらいたいなと思っておりますので、これ要望として上げときますので、お願いします。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 今回の今、同僚議員のほうからも話がありましたけども、観光課を観光商工課ということは、これ前にも観光商工課があった。多分、当時、観光商工、いわゆる山と里という問題の中で、いわゆる切り離しをして、いわゆる立科町の農業と観光の町にある観光については力を入れようという思いがあったと思うんですね。

それで観光課というふうになって山の中に、もちろん里にも里の観光ありますが、主軸である山の観光ということで力を入れたという中ですが、この商工、商工というのは、あくまでも農商工連携といいますか、全ての連携を図っていく中で、商工というのが私はあるというふうに思っておりますが、これをあえて観光商工にした意味合いは、先ほど来から話ありますが、もう一度町長のお考えをお聞きしたいのと、もう一つは、当然、総合政策を企画ということですが、一般的に企画という感覚で捉えますと、いわゆる企画立案、それをどこかで、それぞれ課を横断してやるのかということになるかと思いますが、それで実行していくということでしょうけれども、しかし企画の中に、企画以外にも当然それぞれの分野、分担が、今までのように、町づくりのような形の中で、町民まつりとか、そういった行事関係、これらもこの企画でやられるという考え方でよろしいですか。

だとすれば、企画という、企画課という名前だけでなく、やっぱり政策も含めて企画政策のような形でないと、ちょっと私は理解しづらいというふうに思うんですが、その点について町長のお考えを。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今、両角議員のご質問にお答えをさせていただきますが、やはり私は観光商工としたのは、1つ、これからの山の観光、里の観光というものをやはり一元化をしていきたい。その中で、現在の体制ですと、やはり里の観光は総合政策課というような、やはり連携的に非常に難しい部分があるというふうに感じております。

その中で、先ほどもお話したとおり、統合して一元化することによって迅速に、私は観光、これから非常に公益的にも観光というのは重要視をされております。これからのやはり長野県をどういうふうな形で観光立国にしていくかということは、県でも言われております。

そういう中で、やはり一元化をすることによって推進をしていく。私は、山もすばらしい観光がある。里にも、やはり歴史を文化を伝える観光が根強く残っている。そういうものを一本化することによって、立科町の魅力を発揮していくには、やはり観光とまた商工というものが協力して推し進めていくことが必要であるというふうに思っています。

現在も、里の農業を使った「ユューユーたてしな」、またそういうふうな形の民間の農家の皆さんにもお手伝いをいただいた交流も盛んに行われております。

そういうふうなものを観光というような位置づけの中で、しっかりと町も支えながら推していけるような企画をつくり、進めていくことが必要だというふうに思っております。

また、企画課については、昔、企画課というのはあったというお話は、両角議員も、また西藤議員からもお話をされております。以前どういうふうな課題あったのかということよりも、これから新しいそういう企画というものに、非常に私は力を感じていると思います。

そういう中で、元来の今までの企画課と同じように考えていただくことではないというふうに私は感じております。その情報を、これからホームページも新しくなります。そういうものを使って住民の皆さんにも、また周りの皆さんにも知っていただけるような工夫はしていきながら、発信はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） そういった観光商工の課の気持ちはよくわかりました。

企画のほうなんです、今町長、課というふうに言われました。前に、課があったわけじゃなくて、企画財政課というのがあって、そこに係があったというふうに認識しておりますけれども。

いずれにしても、先ほどちょっと私お聞きした中に、いわゆる行事関連、これは企画課の中でやられるのかどうか、それについて今、答弁がなかったんですが。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 申しわけありませんでした。今、両角議員の言われたとおり、企画の中でそれも進めていくつもりはしてあります。

しかし、企画課が担当だからといって、そこに任すのではなく、そういう地域の行事、また町民まつりを挙げさせていただきますと、これは今でも課をまたいで運営、職員が全員で協力をして行っているということもありますので、そういうふうな枠組みも考えながら、今までどおり、そういう地域における振興だとか、そういうものに関しては企画立案をして、これから新しいものに変えていくんだったら変えていく、また進めていくんだったら進めていくという形で考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにございますか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。今の総合政策課を企画課という内容なんです、具体的には商工の関係は観光課のほうへ移すというお話だと思いますが、今実際に総合政策課でやられている事務の中身の中で、そのまま残りが企画のほうに引き継ぐのかどうか、具体的な方策はどんなふうと考えてらっしゃるか、お伺いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 具体的にというのは、今そういう中で課を新しく変えていく、その枠組みの中で精査をしていきながら振り分けて、各ほかの課にも分けるということは考えてはおります。そのままの残った業務を企画でやるということではないというふうに私は考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今、ほかに振り分けるつもりもあるとおっしゃいましたが、今のところ具体的にどんな業務について振り分ける予定があるか、お聞かせ願います。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） そのことは、今お話をすべきかなと思うんですけども、そういうことと精査をして人員配置も考えておりますので、今それをやってる作業の最中でございます。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにございますか。7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。まだ、なかなかちょっとイメージがつかめないんですけども、今、課を越えて連携をしなければいけないと思うとき、それは町長も十分そう思われていると思うんですが、その場合、町民課と教育委員会が連携をして事に当たるとか、また建設と、またいろんな意味で企画が、企画課、これから立ち上がる企画課が連携をする。

そういう形で、企画課っていうものは、それぞれの部署に当然連携をしなければいけない企画が立ち上がってくると思うんですが、そういう企画課として連携をして、常に町づくりを総合的に見ていく課になるっていうふうに想像してよろしいんでしょうか。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今、非常に総合政策課の中で非常に大変だなと思うのは、じゃあ、どの課が主導権を握って行うのか、そういうところが非常に問題になっているというふうにも私も感じてはおります。

その中で、この間、阿部知事ともお話をしたときに、県庁の中でも、そういうふうな課をまたいで推進をしていくことが必要であるという認識にとっては、私もそのとおりだというふうに思っております。

ですから、やはりこの立科町も小さい町ですけども、そういうふうな押しつけをするのではなくて、やはり連携をしていながらやっていく、そういうことを僕は進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第7号

議長（土屋春江君） 日程第6 議案第7号 立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 村田です。これは個人番号を今度、福祉医療費の支給にも利用するという事なんですが、この個人番号と結びつけるメリットは何ですか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

福祉医療費の条例と結びつける理由なんですが、ここの特定個人情報のところでございますとおり、税額またはその算出の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるものというようなことがありまして、福祉医療費の還付を行う場合に、そういう税法の関係、あるいは国民健康保険法の情報等の書類の添付が必要になるわけですが、それがナンバーを書いていただくことによりまして、その添付が必要にならなくなると、そういうことでございます。

ですので、事務的に、申請する人も事務の軽減になるし、役場のほうでも事務の軽減になると、こういうことでございます。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 行政間でのやりとりのときに番号があればということ、軽減になるというお話なんですが、実際はどうなんですか。

これまでの福祉医療なんかいった場合には、生年月日とか名前とか住所を打ち込めば、特定の個人が特定できるわけですが、今度これを番号になると、8桁でしたっけ、もう一つ間違えないように大変気を使いますし、また事務が煩雑になるんじゃないかと思うんですが、そういう事務量という点から考えると、決して軽減ではないと思うんですが、その認識はいかがでしょうか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 事務の効率化に寄与するという事で考えております。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 事業所なんかでも、この個人番号を付すことになっているんですけど、大変迷惑だというアンケートも約8割の事業所から寄せられているの、新聞報道で見ました。

ちょっと確認なんですが、事務手続上、県や町、国なんかとのやりとりするときに、それが義務づけられているからという点では、行政間でのことは一定の理解をいたし

ますけれども、今度、住民に対してなんですが、そうすると、この福祉医療の窓口に来られた方にも、その番号を必ず提出してもらおうというようなことになるんですか。それは大きな負担ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 今回のこの特定事務で規定で定めるもの、この規定の中で定めるものにつきましては、還付に係る申請によるもののみということで考えておりますので、還付のときにいろんな資料をそろえなくても、番号を書きいただければ還付になると、こういうことでございます。

議長（土屋春江君） 発言回数3回を超えますので、よろしく願いいたします。
ほかにありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第8号

議長（土屋春江君） 日程第7 議案第8号 立科町行政手続条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第9号

議長（土屋春江君） 日程第8 議案第9号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第9 議案第10号

議長（土屋春江君） 日程第9 議案第10号 立科町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。ちょっと、この内容について確認をしたいんですが。

産業振興に関する事業ということで、米のお菓子園でお米を農家から買い上げて、またそれを加算して農家に渡すというようなことをお伺いしましたが、その下の「町長が必要と認めるときは、寄附金を基金として積み立てることなく」という文言は、この関係について具体的にどんな方法をされるのか、お伺いしたいと思います。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） それではお答えをいたします。

現在のふるさと寄附金、これにつきましては基金へ、ふるさと寄附金条例という基金へ一度積み立てて、そこから基金をおろして事業へ充当すると、こういう形でございます。

これまでは全てそういうふうにはやっていたんですが、今回、米農家支援ということで、かなり大きな金額を計画してございます。その場合に、一度基金へ積んで、またすぐおろして、またそれを歳出のほうへ充当をして、歳出予算で計画してやっていくということで、非常に金額が定まらない中で煩雑になる可能性があるということでございますので、寄附金として受けたものをそのまま基金へ積み立てることなく、一般財源じゃないんですけど、財源として事業費のほうへ充当していきたいという、こういうことでございます。

ですので、一度基金というところを通らないで、そのまま充当していきたい。そういうことをここでうたってございます。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第10 議案第11号

議長（土屋春江君） 日程第10 議案第11号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 基本的なところでお伺いしますが、今回、町税条例の中で、徴収猶予にかかわるものが抜本的に増やされた。増やされたというふうに私は認識してるんですけども、その狙いというのはどういうことでしょうか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） この地方税法の改正の狙いということで、国のほうから示されてるものでございますけれども、地方税の猶予制度について納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの見直しを行うと。

その際、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情はさまざまであることを踏まえ、換価の猶予について申請期限などについて、地域の実情に応じて条例で定める仕組みとしたということございまして、立科町の場合、これまで現行50万以下の場合、担保等についてなんですけど、現行50万円以下の場合には不要というような形で決まっていたんですが、今回100万円以下とすると、3カ月以内のものであれば担保が必要ないよと、これは徴収猶予にかかります。

この徴収猶予っていうのは、どういふときにかかるかという、災害であつたり、盗難であつたり、病気をされた方、あるいは事業の休廃止がされた方、そのような方については徴収の猶予ができるよという、そういうことを決めております。

換価の猶予、これにつきましても、同じように100万円以下で3カ月以内であれば、地方公共団体の職権で猶予できるというようなことが、こちらのほうで決めてございます。

また、分割納付についての規定も、こちらの条例の中で整備させていただいたと、そういうことでございます。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第11 議案第12号

議長（土屋春江君） 日程第11 議案第12号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第12 議案第13号

議長（土屋春江君） 日程第12 議案第13号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） この条例で、葬祭費が2万6,900円アップして5万円にするということで、画期的な値上げになったわけですがけれども、これは何年ぶりの改定かということと、実際にかかる費用っていうのは幾らになるんでしょうか。幾らくらいかかっておりますか。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

今、何年ぶりというような形でお話をいただきました。私もちょっと今記憶はございませんけれども、今回の新しい斎場ができる以前、私もちょっとその辺のこの記憶については、ちょっとございませんので、またお答えをしたいというふうに思います。

あと、費用のほうの関係であります。こちらについては、あくまでも国民健康保険、国保の関係でしております。予算書、今回の予算書のほうを見ていただきますと、補正等のいろいろ関係ありますけれども、約50万ほどの増加を見込んでおります。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第13 議案第14号

議長（土屋春江君） 日程第13 議案第14号 立科町下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第14 議案第15号

議長（土屋春江君） 日程第14 議案第15号 立科町特定環境保全公共下水道事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第15 議案第16号

議長（土屋春江君） 日程第15 議案第16号 立科町生活排水共同処理施設事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第16 議案第17号

議長（土屋春江君） 日程第16 議案第17号 平成28年度立科町一般会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。歳入歳出一緒で質疑を承ります。質疑ありませんか。うん、いいです。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。11番、田中三江君。

11番（田中三江君） 11番、田中です。17ページです。民生費の負担金なんですが、昨年3月議会で提出されました児童クラブの負担金です。

今回、町長の召集の挨拶で、時間外の利用者の負担金を無料化ということで、予算化もされていないわけでございますけれども、昨年3月いろんな意見が出まして、賛否両論、負担をしていただくことが適切ということで議決されたことでございます。

今回、1年でこれをやめるということは町長の政策かと思えますけれども、どのような見解で現場、それから保護者との話し合い等されたのか、町長の無料化にされた見解をお伺いいたします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

児童館での時間外利用者の負担金を無料化、強いて言えば、児童クラブ5時以降の負担金を無料にしていこう。これについて、非常に皆さんのほうから、いろんなご議論をいただいたというふうに思っております。

私は28年度、そういうふうな形の中で、一旦その負担金を無料化をして、これから構成員も1名増員をするという形で予算に上げさせていただいております。

そういうふうな児童館事業を充実することによって、私が招集の挨拶でもお話をしたとおり、子育てしやすい町づくり、子育て世代、また共働き世代の皆さんに、そういうふうな形で利用していただいた中で、今後どういうふうな形が一番いいのかということを検討していきたいというふうに考えております。

その中で今回、児童クラブ5時以降の負担金については、いただかないというような決定をさせていただきました。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。11番、田中三江君。

11番（田中三江君） いただかないということの決定に基づいてですけれども、保護者とか現場の皆さんからのご意見、この1年間行ってきたことの整合性といいますか、そういったようなことの検討はどのようにされたのでしょうか。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） このことにつきましては、私どもも毎月その負担金も調べております。ご家庭によっては、複数のお子様を児童館に出すと、もう月に1万円近くになってしまいうということで、実はこういうお母さんたちこそ、児童館が必要なお母さんだろうと思うわけですね。

半年たったところで、今までの総括をしようということでアンケートをとりました。保育園、それから小学校の全家庭にアンケートをとりまして、いろんなご意見がありまして、その中にはさまざまな新しい提案等もありました。

それにつきまして、今後、最もふさわしい児童館のあり方について議論していこうというふうになりまして、当面その案が出るまでは負担金をいただかないということで、運営委員会でもそのようにご決定をいただいたところでございます。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） それでは、関連として質問します。

総括終わって、これから検討入って、一番ふさわしい形にしたいってことで、それは今年じゅうでやるっていうことですか。それとも、ある程度の期間、様子を見ると

か、その辺の今、捉え方どうでしょうか。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） できるだけ早く結論は出したいというふうには思っております。

議長（土屋春江君） 9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） これを負担いただくとした背景ってのはご存じっていうか、双方で認識は同じだと思いますが、やはり先ほど教育長言われたように、本当に必要として
いる人たちはいます。けれどもっていう形もあります。

その中で利用の仕方、それから時間のけじめのつけ方等で、やっぱりいろいろな問題が出ちゃったというところで、確かに上げたことによって、負担金をもらうこと
によって効果あります。ありました。それが現実です。

だから、それも一概になればいいんだっていうものでもないと思いますが、やはり子育て支援、経済的負担を軽減して、やはり働く支援、町長の言うように、思っているような、それを実現していくには、やはりそれは無料化っていうのはもちろん大事な
ことだと思いますよ。

けれどもっていう、そういう背景の中で決めた。それが1年足らずでやめようとしているわけですが、その部分の捉え方で、保護者っていうか、利用者の皆さんのやっぱり気持ちっていうか、その辺、教育長は現場直接担当していると思いますのでわかる
と思いますが、肯定的なのか、否定的なのかってことですね。

単なる、そちら要求がなくて、こちらが積極的にどんどん今進めようっていうこと
だと思いますが、やはり保護者の考え方ってことも大事なのかなと思いますので、問題
出てるっていうことで、これからそういう問題も議論されてますが、やはり効果ある
が、その逆の面も今存在しているというふうに思っておりますので、これを金額的
にも予算的にも、そんなに大きなもんじゃありません。

が、それがゆえに、やはり気持ちの感情の部分で結構影響出たのかなと思っております
ので、この辺も踏まえて、やはり保育園の延長もありますので、ある程度、整合
性っていうか、納得性のあるような形で決めてもらえばなと思いますので、これは要
望として上げておきます。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。児童館有料になったときも、やはり先ほどの延長保育
との整合性がとれないというような反対の意見があったかと思います。

今回は、逆に有料を取り下げることになりますと、保育園との整合性で当時
反対があった、そのまた逆の反対になってくるわけですが、そのあたりはどのように
検討されたか、お伺いいたします。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 西藤議員の言ったこととも関連するわけですがけれども、実際には児童
クラブ員の数は半減しました。ということは、つまりその方々は不要だったというこ

とになるわけで、今、適正な利用がされてる状態だというふうには思います。

ただ、アンケートの中でも、数としてはやっぱり無料にしてほしいという数が多かったわけですが、その方々も数としては50%を超えていません。

つまり、ほかの方はもっといろんな児童館のあり方について、いろんなアイデアを出していただいておりますので、そういうものももとにしなが、これから適正かつ正しい方法を探りたいというふうに思っています。

それで、そのアンケートの中にも、保育園のように手のかかるお子さんと、児童館では、ただずっとくっついてなきやいけないわけではないので、それは区別してもよいのではないかとのご意見も多数ありました。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。11番、田中三江君。

11番（田中三江君） 27ページですが、ふるさと寄附金についてお伺いいたします。

このような多額の寄附金、町長にお伺いしますけれども、これは完全にこれだけ収入があると決まっているわけではないものを、これだけの多額の金額を計上してくるということの根拠をお伺いいたします。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） それでは、私のほうでご説明を申し上げたいと思います。

これにつきましては、農業の支援をしたいということで、農林課のほうからもご説明があったかと思うんですが、お米5,000俵分ですかね、それで一応計画では1億3,500万、それがお米の関係で入ってくる、こういう予定でございます。

それで、それにつきましては、全額歳出のほうでも同等程度、同等というか、若干いろんな事務経費がかかりますので、同等にはなりませんけれども、それをまた歳出のほうで見込んであるという、こういうことでございます。

それで、この1億3,500万につきましては、よその状況、ふるさと寄附金のよそのお米の状況等を勘案しますと、かなり今、高確率でというか、短い期間で予定しているものが完売になると。完売というか、お礼でございますので、お礼がいっぱいになってくるという、こういうことを見まして、うちのほうも、ある程度の期間にはかかるかと思っておりますけれども、全額計画どおりいくんではないかということで見込みをさせていただいております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 済みません、48ページの総務管理費の中で、白樺高原の環境整備の基金が8,129万20円っていうことで計上されてますが、この具体的な中身についてお伺いしたいんですが。

議長（土屋春江君） 特別予算委員会の中で、もうそれはよろしいと思っておりますけど、どうですか。（（わかりました）の声あり）

ほかに、大まかなことで、よろしいですかね。

〔（なし）の声あり〕

それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第17 議案第18号

議長（土屋春江君） 日程第17 議案第18号 平成28年度立科町国民健康保険特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第18 議案第19号

議長（土屋春江君） 日程第18 議案第19号 平成28年度立科町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第19 議案第20号

議長（土屋春江君） 日程第19 議案第20号 平成28年度立科町介護保険特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 来年度の介護保険の予算をつくるに当たって、去年の4月から介護報酬の減額などで、大変事業所は苦慮してるという状況を聞いています。アンケートでもはっきりしておりますけれども。

この予算をつくるに当たって、町の各事業所に対する聞き取りですとか、かなり経営が苦慮していると、とてもヘルパーさんなんかの従事者への賃上げには結びついてないという話も聞いているんですけれども、そういう実態の調査の結果を踏まえた上で予算どりののか、その状況についてお聞かせいただきたいと思います。

そしてまた、問題があった場合の対策というのは、この予算に盛り込んだんでしょうか。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

介護保険関係の予算につきましてでありますけれども、それぞれ毎年度、それぞれの今までの拋出状況、それぞれいろいろの状況、その実績を踏まえまして、これから、現行の中では非常に高齢者ふえてくるわけなので、そういった介護保険料、非常に高額になってくるのかなというような予想もございますけれども、あくまでもこれまでの実績を踏まえた上での計上ということになっております。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。4番、村田桂子君。

4 番（村田桂子君） やっぱり制度が変わったときには、相当の激変があろうかと思うんですよね。それについて、町がきちっと状況つかむっていうのは当たり前のことだと思うんですけど、実績踏襲型の予算だと、経営の厳しさに対応できないのではないかとはいうふうに思うんですけども、これから具体的に予算委員会で見させていただきますけれども、その認識、これからも制度どんどん変わってくると思うんですが、そこがまず第一、どうなのかと。

それが1点と、もう一つ、町は損失を起こした場合の補償を受けてますよね。補償をすることになっていますよね。

だから、この経営、事業所の経営っていうのは大変重大な問題だと思うんですけども、ちゃんと立ち行くように支援しなくては行けないと、そういうスタンスが必要ではないかと思うんですが、そのことを予算の中できちっと取り込んでいくのかどうか、いっているのかどうかをお伺いします。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

それぞれ現状の中でを踏まえてというような今ご質問であります。

私どものほう、それぞれの支出の状況、またを踏まえての上の実績をもとにしておりますので、あくまでもそういった具体的な各事業所、そういったものを全部踏まえた上での、実績を踏まえた上での予算だというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

また、その債務負担行為、ハートフルケア等についてでありますけれども、こちらのほうにつきましても、制度の中での運用、また制度の中での運用をいかにそこにしていっていかというような形の中でおりますので、各事業所等についてと同様な形の中で取り扱いをしておりますけれども、それぞれの介護保険の制度、これからまた総合事業等への移行ということもございますけれども、そういった面も踏まえて、事業のほうについては考えていってるといってご理解をお願いいたします。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第20 議案第21号

議長（土屋春江君） 日程第20 議案第21号 平成28年度立科町住宅改修資金特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第21 議案第22号

議長（土屋春江君） 日程第21 議案第22号 平成28年度立科町下水道事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第22 議案第23号

議長（土屋春江君） 日程第22 議案第23号 平成28年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第23 議案第24号

議長（土屋春江君） 日程第23 議案第24号 平成28年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第24 議案第25号

議長（土屋春江君） 日程第24 議案第25号 平成28年度立科町水道事業会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第25 議案第26号

議長（土屋春江君） 日程第25 議案第26号 平成28年度立科町索道事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。今回上程をされました、この索道事業の特別会計は、私はこれ見てもなかなか理解ができなかったんですけども、基本、索道事業というのは、毎年毎年苦勞をされて、何とかプラスにしていこうという努力を現場ではしているわけです。

ただし、経費は基本的にはもうかかります。ですので、今回この収入に当たっては、経費がまずあって、それを見合うための収入を予算計上されたのではないかと普通に考えて思えるんですけども、今回も雪不足ということで、大変マイナスになるかと

思います。

過去もそれ以上に、いろいろ自然災害以外にもマイナスがあったわけですが、今回、平成28年度の予算でマイナス要因というのは、当然もう学習をされていると思いますので、その学習をされた上で、来年度の対策は当然とられるというふうに理解をします。今回の収入の確保に対する対策は、どのように考えられているのか、町長にお伺いしたいと思います。

議長（土屋春江君） 米村町長。榎本真弓君、町長でよろしいですか。

7番（榎本真弓君） はい、町長にお伺いいたします。

町長（米村匡人君） 予算の組み方というような形の中では、やはり僕は適正ではないのかなというふうには思っております。

ただ、今シーズン非常に厳しい経営であるということは、議員の皆さんもご理解はいただいているというふうには思っております。

それに対しての対策を練る、そういう部分で支出がやはりあるということは確かだというふうに思っています。それに見合った形の中でのやはり収入という形、それを考えていく、それが僕は必要ではないのかなというふうには、それが来年度に向けてのやはり索道事業運営をしていく、安全で、やはり利用者の皆さんに快適に利用をしていただくためには必要だというような形の中での予算を組ませていただいたというふうに思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） そうしますと、平成28年度はプラス・マイナス・ゼロ、またはそれ以下には下がらないという予算計上になっていると理解をしてよろしいでしょうか。

当然それに対する腹案もあるということだと思いますので、それは予算委員会のほうで観光課長にお伺いをいたしますけれども、腹案がなければ、毎年毎年自然災害というのは、もうこれはあって当然だと覚悟の上で索道事業にかからなければ、要するに経営という部分では、やはり心配も常に持った上で、こういうときはこうする、こういうときはこうするっていう対策を講じていると私は思っております。

議会として、本当に過去のマイナス面をまたこれからも続けるっていうことを実際に認めるということになってくると、なかなか厳しくなってしまうので、その腹案は当然、課長のほうから詳しく伺うようにいたしますので、一応これで質問は終了します。

議長（土屋春江君） いいですか。ほかにございますか。よろしいですか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分からです。

（午前11時03分 休憩）

(午前11時10分 再開)

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

ここで、長坂総務課長から発言を求められておりますので、発言を許可します。

総務課長（長坂徳三君） 先ほど、村田議員さんのご質問の中で、福祉医療費のときに、どのような手続のときにマイナンバーというか、個人番号を書くのかというようなことがございました。

それで、私のほうで還付請求というふうにお答えしたわけですが、還付というのは誤りでございます、福祉医療を町へ給付の申請を出すときに書いてもらおうと、そういうことでございますので、還付請求ではなかったということですので、訂正をさせていただきますと思います。

以上です。

◎日程第26 議案第27号

議長（土屋春江君） 日程第26 議案第27号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第5号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） それでは、何点か質問をいたします。

まず、17ページの一般管理費のところですが、自治体の情報セキュリティ強化対策というものの中身、どんなものかお知らせください。

それから、民生費のほうにいきまして、23ページですが、子育て支援パスポート等というのが増額になっています。これ、県の子育て家庭優待負担金というのがきたから、ここで増額にするってということなんです、これは前からあったのですか、それとも新設をするのでしょうか。ここでふえた理由をお知らせください。

それとの関連なんです、子ども・子育て支援システムの改修というのがありますが、どういう改修をされるのでしょうか。

それから、その下の老人福祉、高齢福祉なんです、25ページです。居宅介護支援で200万円減額になっておりますけれども、単独扶助費で200万円って、相当大きな額だと思うんですけど、この中身はどういうものなのでしょうか。町の単独でおやりになってらっしゃることなんですけれども、その中身伺います。

次、農業関係、27ページ、農業振興費です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。2つか、に絞って質問してください。

4番（村田桂子君） あれですか、1つの項目について3回まで大丈夫なのでしょうか。

議長（土屋春江君） ええ、いいです。

4番（村田桂子君） 1つのことについてね。

議長（土屋春江君） はい。

4番（村田桂子君） わかりました。じゃあ、とりあえずここまでお願いします。

議長（土屋春江君） 村田桂子君、今の1番については、所管の課での内容だと思いますけれども、よろしいですかね。

4番（村田桂子君） 基本的には、テレビも入っていますから、町民にわかりやすい……。

議長（土屋春江君） 入ってないです。

4番（村田桂子君） あ、そうなの。どちらにしても……。

議長（土屋春江君） 一応ここは大まかな関係を質疑をお願いしたいと思っておりますけれども。

4番（村田桂子君） それで、やっぱり新しいもの、事業なので、やっぱり皆さんに明らかにすることが必要だと思いますので。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） それでは、自治体情報セキュリティー強化事業の概要について、お答えをしたいと思います。

これにつきましては、国の補正予算で計上されたものでございまして、国全体では510億というようなものが盛り込まれました。それにつきまして、各市町村のほうへ金額人口割等で補助金があるということなんですが、定められた一番の趣旨といたしましては、マイナンバー利用の事務系、この端末のセキュリティー対策ということが重点なんですが、その端末からの情報の持ち出しができないような設定をするということでございます。

それは、機械的にUSBをもうつながらないようにするっていうのはもちろんなんですが、ほかにもそこから情報を抜き出すということができないようなシステムにしていくというようなこと。あるいは、その端末を使う人、これまでは暗証番号だけで管理をしてたんですが、そこへプラス、手のひら認証といいますか、そういうもので確実に誰が使って、どういうものが、どういう仕事をされたかということがわかるような、そういうシステムにすると、それでございます。

また、今役場のシステムでございますと、LGWANという国の回線とつながってるんですが、そのようなものの印刷機と、あとマイナンバーを利用してる、そういうものの機械との印刷機が共用されてるっていうようなことがあったんですが、そういうものも全て分離しなさいというようなことで、もう本当にマイナンバーの業務を使うものと、ハード的にもう全く分けなさいというような、そのようなことがありまして、そういうことをやる経費を計上させてもらったと、こういうことでございます。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） それでは、23ページ、子育て支援パスポートの分の郵送料の関係であります。

この補正につきましては、今年度から子育て支援パスポート、県のほうの制度拡充をされまして、その当該者に対する案内等の郵送料ということでございます。

議長（土屋春江君） 青井町民課長、わかりましたか。わからなかったら、もう少ししてから
お答えできますか。

ほかにございませんか。荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） 24ページの民生費の保育所事業経費24万7,000円の増額のご質問で
ございますね。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君、よろしいです。その件でよろしいですか。

4番（村田桂子君） 子ども・子育てシステムですか。

教育次長（荻原邦久君） はい、わかりました。これは28年度から幼児教育の段階的無償化に
向けた取り組みということで、年収360万未満の世帯について、従来の多子軽減にお
ける年齢上限を撤廃するとともに、360万未満相当ひとり親世帯についての、この対
応について改正するという国の方針でございまして、この改正に伴いまして、要する
に利用者負担軽減にかかわるシステムの改修ということで、これは28年度から行われ
るために、今回の補正で、この電算処理のシステムを変えるための委託をするという
ことの計上でございます。

これは、国から2分の1の補助金によって行われるということになっております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにございませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 済みません。何か扶助費についての答えは出ないようなので、もう少し
待ちますけれども。

今の子育て支援パスポートなんですけれど、今年度から行われているっていうんで
すが、どっち向くんだっけ、こっちですよ。こちらですよ。カードになっている
ものなんでしょうか。そして、それは全ての子育てっていうことなので、全ての方が
対象でパスポートが出されているものなんでしょうか。

今回の5万1,000円っていうのは、さらに何か新しい制度改正のものをお知らせす
るためのもの、郵送料だっていうふうに考えられるんですけども、そこの実態です
よね。そこ、ちょっとよくわかんなかったんで、もう一度お願いします。

それから、子ども・子育ての電算のほうなんですけれど、360万未満についての負
担軽減ってことなんですけれど、ひとり親世帯の保育料はつまり、例えば無料にして
いくとか、そういう意味なんですけど、その中身がよく見えなかったんで、もう少し
はっきり、どういう制度で利用者負担を軽くするんだというところをお知らせくださ
い。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） まだ具体的な細かい内容、ちょっとわかっておりませんが、360万
未満相当のひとり親世帯については負担軽減措置を拡大し、第1子については現行の
半額、第2子については無償化とすることとしております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにございませんか。青井町民課長。

町民課長（青井義和君） 子育て支援サポート等についてであります。

県の制度の拡充によりまして、今年度から3人目以降のお子さんに対する支援が拡大となりました。その対象者に対するお知らせの郵送料ということであります。

（（何の支援ですか）の声あり）はい。（（何の支援ですか）の声あり）

3人目以上のお子さんに対して、子育て支援（（保育料ですか。何の支援ですか）の声あり）子育て支援の何の（（中身です）の声あり）中身ですか。

子育て支援のパスポートは、それぞれ今回、子育て支援サポート、従来からしておりましたけれども、その対象となる補助、対象となる割引でありますとか、そういったお店等の使えるお店、その拡充ということであります。

議長（土屋春江君） ほかにございませんか。8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 8番、森本です。それぞれ項目ごとというよりか、複数まとめてよろしいですか。

議長（土屋春江君） はい。

8番（森本信明君） まず、じゃあ農林課関係の関係でお伺いをいたします。

ページでいきますと、29ページ、中山間地の関係で減額、直接支払交付金が減額ということ、これは地区協定で締結をされて、集落ごとに交付金が出されるということで、あわせて、この事業実施内容によって補助金が47万7,000円減額をなっているのか。

それと、続いて30ページの関係で森林造成事業ということがありますがけれども、これも485万4,000円ということで、当初予算の事業内容を見れば、切り捨て間伐、それから搬出間伐材ということで、これも森林造成事業補助金ということで、527万ですか、減額になっております。

これは、それぞれこの委託料の実績に応じて補助金が、額が減額になっておるのか。これ、実際に委託料の減額よりか、補助金の額が非常に多いわけですよ。その辺のところについてお伺いをいたします。

それと……、とりあえずそれでお願います。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

最初に、中山間地域農業直接支払事業の減額であります。この事業については、事業費を算定するには面積で算定をいたします。ですので、通常、面積確定すれば減額になることはありませんが、中山間のこの直接支払事業については、平成27年度、新たな対策の期間に入りました。

通常は5年間ということで、26年度で終了しましたので、27年度から新たな次期対策が始まったわけです。その中で、始めるに当たりまして、少し新規の要望もちらほらありました。また、新たに始めるに当たって、その中山間直接支払のエリアから抜

けた圃場もあります。そんなことに伴いまして、減額になったものです。

ですから、来年以降は特別減額になるという見込みはありませんが、今回は期別の初めての年であったために、予算と比べて減額になったということでもあります。

続いて、森林造成事業であります。森本議員さんのおっしゃるとおりであります。間伐については、私ども当初予算では、搬出間伐を30ヘクタール、切り捨て間伐を5ヘクタールという形で調整をいたしました。

執行をしてみますと、設計をしますと、30ヘクタール分で当初は1,900万ほどの事業費を計画をしていたんですが、測量設計をしたことによりまして、今回の今やってみます龍摺りという工区ですが、かなり木があったということで、面積がかなり少なくても、流木はとれたということで、同じ当初の予算が1,860万ぐらいの設計をしまして、面積とすれば14ヘクタールで済んだということです。

ですから、そのエリアの中にはかなり木があったということでありまして、面積は減っておりますが、事業費自体は変わりませんでした。

それに伴いまして設計をいたしました。実際に入札をしたところが、かなり安く入札ができたというところで、差金がでてきております。それが今回の補正額の減額になっているものであります。歳出については、そういうことをご理解をいただきたいと思っております。

続いて歳入ですが、この森林造成事業については、事業費の7割が補助金として交付をされるものであります。

しかしながら、この事業費については県の標準単価を用いるということで、単に契約額または設計額の7割ではなく、そこは県の標準単価ということで、いわゆる直接事業という名のもとに、経費等の部分は差し引いた中で事業費が算定をされております。

ですので、実際の施工した事業費と補助金の対象となってる基本の事業費はおのずと違ってきておりまして、今回も標準単価は、先ほど言いましたように、設計額では1,860万ぐらいでした。契約額は1,458万円でありましたが、県の標準単価を用いますと、その事業費は1,225万円でありましたので、その差として減額が大きくなったのであります。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありますか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） それでは、農業振興費でお伺いします。

27ページなんです。有害鳥獣駆除事業で140万円が計上されて、140頭だっというふうにご説明を受けました。

これって、当初の予算よりも足りなくて、これ補正になったと思うんですけども、なので、それは総額では年額どのぐらいの見込みであったものだったんでしょうか。

また、それだけここで組むってことは、それだけ被害が大きくなってきている

っていうことの証拠かなとも思うんですけども、来年度予算には、これを踏まえた上での予算計上になっているってことなんでしょうか。

議長（土屋春江君） 村田桂子君、所管の質問であると思いますけれども、ぜひここであれですかね、特定委員会のほうでよろしいですか。

4番（村田桂子君） ちょっと、ここではぜひ鳥獣被害が大きいので、関心の高いところだと思しますので、お聞かせください。所管であっても、ほかの議員も聞いているので、済みません。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

今回140万円の増額の補正をお願いいたしました。当初は200万円でしたので、140万ということで、合計340万円ということになります。

本年は、いわゆる委託料としまして、1頭1万円の単価で計上してあります。ですので、当初は200頭という見込みでありましたが、この昨年の予算を編成するのが12月ぐらいですから、そのときは例年そのくらいで済んでいたものですから、その予算要求をしてきたわけですが、昨年から蓼科地区でわなの免許を取った方がいらっしやいまして、その方がかなり捕獲をしていただいております。現在、11月末現在でも、既にもう271頭捕獲がされております。

その後、料金についての捕獲については、この委託料は支払われないんですけども、これからまた2月、3月という形で有害鳥獣の捕獲がされる見込みであります。それに伴いまして、見込みとして340頭分ということで、今回増額の補正をお願いしたところであります。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにございませんか。青井町民課長から回答お願いいたします。

町民課長（青井義和君） 先ほど、村田議員さんからのご質問であります。25ページになりますが、居宅介護支援事業の単独扶助費の200万円の減額についてであります。

この単独扶助費につきましては、居宅介護者に対する慰労金ということで、要介護3から5の居宅介護者に対しての町単独の扶助費ということになります。

こちらに対しまして、本年度予算約654万でありましたけれども、実績に伴って200万円の減額をするということでございます。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありますか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 教育費で1点お伺いいたします。

36ページなんですけど、蓼科高校の通学車両運行補助金150万円をプラスしております。これ、年間で見込んで予算を立てられたんだと思うんですけど、150万円増額された理由というのは、どういうことでしょうか。便数がふえたのか、そこら辺のことを実績と、なぜこれ増やすのかというところをお願いします。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） 便数がふえたといいますが、総体的の中でバス代が上がったという
ような形の中で、特に中込線の増便もありますけれども、増便といいますが、中込線
は最近路線を増やしたわけですからけれども、特にその中込線等の経費、これはバス代が
全体的に上がって、今回足りなくて補正をしたということでございます。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 森本です。歳入部分のところで、ふるさと基金繰入金ということで、
1,621万2,000円ということでありまして、これは財政基金のところに充当いくと、こ
ういう説明があったわけでありまして、それぞれこれ予算書の歳出の部分で見ますと、
どの事業に充当されているのかということは、これ、わからないわけですよ、この
やつを見ると。どういう項目に歳出をされて、あくまでもここに表示をされているの
は、財源充当のみで表示をされているわけですよ。

今までは、一般基金の仮受金については、一般財源として取り扱われて、歳出項目
になってると、充当先になってると。って話であって、ふるさと基金がどの事業に、
どういうふうにかかって充てられているのか、充当先がやっぱり資料として欲しいわけ
ですけれども、そういうものについては、いかがお考えですか。情報の公開というか、
予算の充当先の支出項目についてお伺いします。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） それではお答えをいたします。

ふるさと基金繰入金、どの事業へ充当しているかというのは、歳出の予算書の中で、
ふるさと基金繰入金、その他で充当金額が書かれてあるんですが、その款項目、ど
この目へ充当したかというのは、これでわかるわけですが、それよりもっと細かい事
業が知りたいという、そういうご質問かなと思うんですが、実はこの寄附金でどの事
業へ充当したかというのは、それぞれ寄附金をいただいた方、皆様には、こういう事
業に充当しましたよというお礼の手紙を出しております。

どういう事業へ充当してるかというものはっきりしておりますので、それはまた一
覧表で、何ですか、公開していくことは可能ですので、今手持ちにはないので、ちょ
っとお答えはできませんが、そういう一覧表は公開が可能です。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第27 議案第28号

議長（土屋春江君） 日程第27 議案第28号 平成27年度立科町国民健康保険特別会計補正予
算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はあ

りませんか。いいですか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第28 議案第29号

議長（土屋春江君） 日程第28 議案第29号 平成27年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第29 議案第30号

議長（土屋春江君） 日程第29 議案第30号 平成27年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第30 議案第31号

議長（土屋春江君） 日程第30 議案第31号 平成27年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第31 議案第32号

議長（土屋春江君） 日程第31 議案第32号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第32 議案第33号

議長（土屋春江君） 日程第32 議案第33号 白樺高原下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第33 議案第34号

議長（土屋春江君） 日程第33 議案第34号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） その前の32号とも33号とも関連をするんですけども、かなりの昔に、もうそれが取れないというようなことで、そういう調査の結果がわかって、今ここで権利放棄ということで、かなり時間的なタイムラグがあるわけなんですけれども、これから先、景気の低迷によっていろんなことが起こってくるかと思うんですけども、やはり一定程度見切りをつけた段階で迅速に処理をすることがいいのではないかと思うんですが、今後の姿勢についてはいかがでしょうか。

議長（土屋春江君） 斉藤総合政策課長。

総合政策課長（斉藤明美君） お答えいたします。

こちら、確かに調定年度長い、過去にさかのぼった年度がございます。徴収努力に努めてまいりましたが、やはり今後につきましては、その時期を見きわめた中で請求権の権利放棄等を検討していきたいと、今後につきましては考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） 水道使用量、また給水使用料につきましても、大分古いものも上がっておりますけれども、これまで徴収努力を続けてまいってきましたけれども、どうしても徴収不能だということで、今回、議会の議決をお願いしておるものでございます。

また、ある一定期間というお話でございますので、私どももそのような形を検討してまいりたいと思っております。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第34 認定第1号

議長（土屋春江君） 日程第34 認定第1号 立科町町道路線の認定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。長尾根線の関係でちょっとお伺いしたいんですが、図面をいただきまして、今確認してみますと、田んぼの間と山の林道の間、この124メートルの区間というように確認できるんですが、それぞれのこの部分だけ町道認定されるっていう内容がちょっとわからないんですが、その両側の線についてはどうな

ってるか、確認でお願いしたいんですけど。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） お答えいたします。

長尾根線につきましては、古町の町道竹熊線の西側ということでございまして、田んぼの中にあります道路でございます。

この道路に接する片側については町道になっておりますし、あと片側につきましては林道ということで接しておりますので、そのような形で今回認定をお願いするものでございます。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） ちょっとこれ、1つは要望なんですけど、町道路線の認定については、ぜひその該当の道路の図面を議案と同時に付けていただければと思います。

次、質問ですけれども、町道路線の認定の場合、私は一定の基準があろうかっていうふうに思ってるんですけど、例えば前のところでは、幅4メートル以上でなければだめだとか、そんなことが決まっておりました。

ここ2件込めて、大変狭くても、町道路して認定してくってことになるのと、これからも整備については、みんな町の負担になってくるわけなんですけど、これは、それまではあれだったんでしょうか、民有地であったんでしょうか。今までは町道路として認定されてなかったっていうのは、どういうことなんですか。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） お答えします。

まず、町道の認定の基準でございますけれども、立科町道路管理要綱にその基準が示されております。1級町道については、幅員が3.6メートル以上というようなことになっておりますし、2級町道については、3メートル以上というような規則がございます。

それで、今回2路線ございますが、まず中居細丸線でございますが、こちらについては、ハートフルケアたてしなの施設に入っていく道路でございまして、ハートフルケアたてしなのほうで用地買収から始まり、工事まで行っております。その部分について、ハートフルケアたてしなのほうから寄附申し出がございまして、今回町道認定ということになりました。

それから、町道の長尾根線につきましては、赤線ということで、従前赤線ということで、今回町道に認定をお願いするものでございます。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） この2路線の認定の級、級があったはずですので、何級に設定してるか、ちょっと教えてください。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） お答えします。

中居細丸線については、2級町道でございます。それから、長尾根線につきましては、級外町道ということで認定をお願いするものでございます。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第35 同意第1号

議長（土屋春江君） 日程第35 同意第1号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の同意を求める件の質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 大変不勉強で申しわけないんですが、総合整備計画書の中の辺地度数というのは、どういうことなんでしょうか。

そして、これにそれが一定の基準を上回っているので、特別の対策が必要だというふうに私も認識してるんですが、そこの説明をお願いします。

議長（土屋春江君） 斉藤総合政策課長。

総合政策課長（斉藤明美君） お答えをいたします。

こちらの辺地度数につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律こちらと、あとこちらの施行規則でございますが、こちらに辺地の基準が定められております。

こちらの規則に定められている中で、それぞれ項目ごとでございますけれども、中心地からどれぐらい辺地に当たるか、それを点数化したものでございます。そちらの基準が100を超えてますと、こちらの辺地対策事業の計画にのせて、辺地債の活用ができるということになっております。

こちらの中尾、立科町につきましては、中尾以南、こちらが基準点、ちょっと正確な数字が手元にございませぬけれども、200を越えている点数になっております。ということで、辺地、大変申しわけありません、218点ですね。218点ということで、これを基準値が超えてるということで、こちらの計画にのせさせていただいて、有利な辺地対策事業債を活用していけるというための計画になっております。

以上でございます。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第36 請願第1号

議長（土屋春江君） 日程第36 請願第1号 「集团的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願について、ご意見のお持ちの方

の発言を許します。意見はありませんか。7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。これは全て関連をしますが、今回上程されているそれぞれの請願は、大変国防にかかわる部分で、町行政、私でも町民レベル、町議会としての判断をするには大変資料も不足をしておりますし、判断をできかねるレベルのものだと私は思っております。

その中で、この請願に書かれてる内容は、ある意味一方向のみ、両方から、政策はおよそそうですが、両方の意見があるわけですけれども、今回の請願はこの3つともそうなんです、一方向のみの意見になっているように考えます。

ちょっとごめんなさい。それを鑑みたときに、やはり町議会としての判断材料にするには資料が大変不足をしております。それを今回審査をしなければいけないというのは、とてもちょっと私のレベルではできかねますので、その辺が本当に請願者に逆に質問をしたいと思うんですが、それはできることでしょうか。紹介議員に質問はできませんでしょうか。

議長（土屋春江君） 暫時休憩をします。

（午前11時54分 休憩）

（午前11時55分 再開）

議長（土屋春江君） 再開をいたします。7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） それは、また委員会で諮りたいと思います。やはり国レベルの国防を判断するには、正直この請願のみだけでは、ちょっとなかなか審査しにくい。

それで、私としては、やはりそれは国は国、国会議員がおります。県は県、県会議員がおります。町は町ということで、それぞれのレベルのところでの審査の許容になる部分だけのものにしたいと思っております。意見というか、意見でしょうか。

議長（土屋春江君） ほかにありますか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） ただいま榎本さんから、そういうご意見がありましたけれど、集団的自衛権や、それからオスプレイの配備については、私たち地方は無関係ではありません。そして、また連日のように信濃毎日新聞や、あるいはニュースステーションとか、NHKもそうですけれども、国会の動きや法律についての解説なども日々行われているところです。

地方議会は、住民の声を代表するところですので、そしてまた全く関係ないわけではなく、むしろ大きな影響が来る、そのような内容のものを地方から意見を出すのは当然の権利だと思いますし、議会としての大きな権能だというふうに思いますので、私はこれは前回の議会で、それぞれ意見書を上げていただいた経緯もありますけれども、やっぱり町の住民の意見をきちっと反映する意味からも、町議会としての責任をぜひ果たしていきたいなというふうに思います。しっかりと審議していただければ

いいんじゃないでしょうか。意見です。

議長（土屋春江君） ほかにありますか。7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。それでは、1つ申し添えておきます。

県議会におきまして、昨年、または24年度、それぞれに対する意見書は既に提出をされています。やはり県としては、長野県全体の観光にかかわる責任を担っている県でありますので、当然県議会で審議をされて、それに対する意見書は既に提出をされているというふうには調べておりますので、その辺も審査の上で加味をしていただいて審議に当たっていただきたいと思います。

議長（土屋春江君） ほかにありますか。

〔（なし）の声あり〕

意見なしと認めます。

◎日程第37 請願第2号

議長（土屋春江君） 日程第37 請願第2号 米軍輸送機C V22（空軍）・MV22（海兵隊）両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の請願について、ご意見のお持ちの方の発言を許します。意見はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

意見なしと認めます。

◎日程第38 請願第3号

議長（土屋春江君） 日程第38 請願第3号 「集団的自衛権」行使を現実のものとする安全保障関連二法の廃止を求める請願について、ご意見のお持ちの方の発言を許します。意見はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

意見なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております認定・同意案件を除く議案及び請願については、お手元に配付いたしました議案付託表及び請願・陳情文書表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表及び請願・陳情文書表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会へ付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。本日はこれで散会します。ご苦労さまでございました。

なお、この後、1時30分から第1委員会室において議会運営委員会を開催いたしますので、委員は参集願います。両角委員長、よろしく願いいたします。

（午後0時00分 散会）